

No.185 (不定期配信)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社、本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



ゲーム規制で市場に激震、当局の狙いとは

クリスマス休暇前、最後の取引日となった12月22日、香港市場に激震が走った。中国管理当局が場中にオンラインゲームの規制草案を発表し、関連株が急落したのだ。結局、テンセント(00700)は12.3%安、網易(ネットイース、09999)は24.6%安で終了。前者は過去10年余りで最大の下げ幅を記録し、時価総額460億米ドル(約6兆5300億円)を失った。後者も同約160億米ドルが吹き飛んだとされる。とんだクリスマスプレゼントになったものだ。

★ ★ ★ ★ ★

今般の新たな規制は、国家新聞出版署が公表した「オンラインゲーム管理弁法」の草案。特に注目されたのは「強制対戦の禁止」(第17条)と「ゲームの過度な利用と高額消費の制限」(第18条)だ。後者では「毎日ログイン、初回チャージ、連続チャージなどを促すインセンティブの設定を禁止する」とされ、ゲームを習慣づける“ログインボーナス”の排除方針が示された。また、全利用者に対する課金上限設定も義務付けられる。

同弁法内では未成年者の保護を章立てして強調。いわゆる「ガチャ」と呼ばれる有料くじ引きの類のサービス提供や、ゲーム実況配信者に投げ銭を渡す行為の禁止がうたわれた。

ただ、これらの規制が厳しすぎるとの見方がすぐに浮上し、冒頭のように株式市場でもゲーム関連株が急落。この事態を受け、当局もさすがに焦ったようだ。国家新聞出版署の幹部は、草案発表翌日の23日、「各関連部門、企業、利用者などの意見を聞き取った上でさらに修正・改善する」との考えを示した。前述の第17条と18条の修正も示唆している。一言でまとめると、「ゲーム業界の健全な発展は皆が求めるところ。そのため、未成年者の保護は必要。ただ、規制を全利用者に広げるのはいかなるものか」ということになる。

これまでもゲーム業界は厳しい規制や社会的批判を経験してきた。一番有名なのは、2017年7月に人民日報がテンセントの人気モバゲー「王者荣耀」を名指しで批判した一件だろう。同紙は、ゲームのやり過ぎや課金で青少年を苦しめているとし、「ゲームとしては成功したが、社会に対しては負のエネルギーを発している」と厳しく指摘。これを受け、同社はプレイ時間制限システムを導入し、12歳以下は「1日1時間まで、21時以降は禁止」、13～18歳は「1日2時間まで」とした。

19年11月には政府当局が未成年者のゲーム規制を強化。22時から翌日8時までのオンラインゲーム禁止と実名登録制の厳格化が進んだ。21年8月には中国国営紙が「ゲームの危険性は社会の共通認識であり、精神アヘンや電子ドラッグと呼ばれている」とする記事を掲載。この際も、目の敵にされたテンセントや網易などの株価が急落した。

一方、今回の規制を少子化対策と結び付ける向きもある。中国の今年の出生数は700万～800万人と見積られるが、これは前年比で16～27%の減少。直近ピークの1883万人(16年)からわずか7年間で約6割程度減ることになる。婚姻数の減少などが背景にある根深い問題だ。この現状を打破すべく、「若者よ、ゲームばかりせずに、結婚して家庭を築き、子供を産もう！」という趣旨で政策を打ってきたのでは——。こういぶかしむ声もあるほどだ。

★ ★ ★ ★ ★

さて、国家新聞出版署は12月25日朝、105タイトルの国産ゲームを新規承認したと発表した。一度に100タイトル以上を承認するのは初のケース。規制をめぐる動揺していた市場の雰囲気や和らげる狙いもあったのだろうか。

例の草案は24年1月22日までパブリックコメント(意見公募)を行う。果たして見直しや修正があるのか。その結果も見極めたい。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買う場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2023 年 12 月 29 日
審査部審査済